

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務委託 自家用電気工作物保安管理業務委託

2 業務場所 別紙のとおり

3 契約期間 令和 年 月 日(契約締結日)から令和 年 月 日まで

4 目 的

この仕様書は、指定管理者と受注者との間で、岐阜市体育館の自家用電気工作物の機能維持のため、専門技術者により電気事業法第42条、同法施行規則第50条及び第52条第2項に基づいて運用に支障のないように保安管理業務を実施するにあたり、その内容を定めるものとする。

5 電気設備の概要

受電電圧、受電設備容量、非常用発電設備 …… 別紙参照

周波数60Hz

付近案内図、使用区域平面図及び単線結線図 …… 省略

6 業務内容

(1)別表「保安管理業務の細目及び基準」参照

北部体育館・北西部体育館 …… 別表①

ファミリーパーク体育館 …… 別表②

(2)受注者は低圧の絶縁(漏電)を監視するために絶縁監視装置を設置した場合は、これを維持すること。

7 点検頻度、日時

「経済産業省告示第249号第4条に定める点検頻度以上で行う事。」

点検日時は、指定管理者、受注者協議の上決定する。

結果報告は、点検終了後速やかに指定管理者に提出すること。

8 保守点検後の措置

点検の結果、設備保守上不備と認められる事項については、指定管理者・受注者協議の上、処理する。

9 資材・消耗品等の負担

点検に必要な資材、消耗品等及び軽微な修理は、受注者の負担とする。

10 別途精算のもの

(1)指定管理者の都合で工事又は模様替えのため、設備の移設又は改修を必要とする場合

(2)設備の破損又は老朽化による機器の取替えの必要を生じ、指定管理者もそれを認めた場合

11 契約代金の請求

契約金の請求は、点検実施月の翌月に請求するものとする。その請求額は、契約金を均等割りした額とし、端数は端数計算法により第1回目に支払うものとする。

12 その他

- (1) 受注者の技術者が指定管理者の建物内で行う業務上の行為は、全て受注者の責任とする。
- (2) 受注者は契約した業務を他の者に再委託してはならない。
- (3) 受注者は指定管理者に故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置を行うこと。
- (4) 点検作業を行う時は、保安用具使用の上、安全に十分留意し、指定管理者の立会いのもとに行う。また高圧回路の停送電操作を行う作業、高圧活線近接作業及び高所作業を行う場合は安全確保のため監視者を置いて、複数人で実施すること。
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労災保険法や電気事業法等の関連法規を遵守すること。
- (6) 受注者が業務に使用する測定機器は適正に管理された危機を使用すること。

13 協議事項

本仕様書に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、指定管理者・受注者双方誠意をもって協議し決定する。

【指定管理仕様書資料④】

岐阜市体育館 電気設備の概要

事業場の名称	事業場の住所	需 要 設 備 容 量 (KVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置		点検頻度	絶縁監視装 置の有無
				容量 (KVA)	電圧 (V)		
岐阜市北部体育館	岐阜市正木1020-1	125	6,600	—	—	年4回	有
岐阜ファミリーパーク体育館	岐阜市山県北野2078-1	450	6,600	40	220	毎月	無
岐阜市北西部体育館	岐阜市則松2-65-2	80	6,600	—	—	年4回	有